

申請にあたっての確認事項（必ずご確認ください）

申請が完了した後に表示される「登録番号」は、登録完了の確認や今後の手続きに必要な大切な番号です。以下の手順で必ずお手元に残してください。

登録番号の保存方法

- ・ 申請完了画面には、お子様の「登録番号」が表示されます。
- ・ 画面を閉じる前に、必ず以下のいずれかの方法で登録番号を記録してください。
 - ①スクリーンショットを撮る（スマホの画面保存）
 - ②番号をメモする
 - ③申請書を出力（ダウンロード）して保存する

[申請完了画面]



登録番号

今回申請いただいた児童の登録番号は「1234」です。登録が完了した児童の登録番号を市のホームページで公表いたしますので、登録番号をお忘れにならないようご注意ください。（登録番号は下記の申請書に表示されていますので、出力してスマホ等に保存しておくことをおすすめします。）

PDF 下呂市病児保育事業利用登録申請書兼利用免除申請

出力

【ご注意】この画面は一度閉じると二度と表示されません

○登録完了の確認方法について

審査が完了したお子様の「登録番号」が、下呂市のホームページで公開されます。個別の「登録決定通知書」は送付されませんのでご注意ください。

○ごきょうだい（2人目以降）の登録について

1人目のお子様の「登録番号」を入力することで、2人目以降の申請の際に、世帯員情報や緊急連絡先など必要な情報の入力を一部省略できます。